（別紙１）

平成２９年度～令和８年度　社会福祉法人すぎの子会　社会福祉充実計画

１．基本的事項

法人名	社会福祉法人　すぎの子会	法人番号	7150005007242
法人代表者氏名	理事長　**吉川　宗近**		
法人の主たる所在地	奈良県吉野郡大淀町下渕 1644-1		
連絡先	0747-52-7921		
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日	－		
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	変更計画：令和 4 年 6 月 13 日、当初計画：平成 29 年 5 月 29 日		
評議員会の承認年月日	変更計画：令和 4 年 6 月 29 日、当初計画：平成 29 年 6 月 23 日		

会計年度別の社会福祉充実残額の推移（単位：千円）	残額総額（平成２８年度末現在）	１か年度目（平成２９年度末現在）	２か年度目（平成３０年度末現在）	３か年度目（平成３１年度末現在）	４か年度目（令和２年度末現在）	５か年度目（令和３年度末現在）	６か年度目（令和４年度末現在）	７か年度目（令和５年度末現在）	８か年度目（令和６年度末現在）	９か年度目（令和７年度末現在）	10 か年度目（令和８年度末現在）	合計	社会福祉充実事業未充当額
	29,570 千円	21,770 千円	17,270 千円	12,770 千円	8,270 千円	7,970 千円	6,670 千円	5,370 千円	4,070 千円	2,770 千円	1,470 千円		1,470 千円
うち社会福祉充実事業費（単位：千円）		▲7,800 千円	▲4,500 千円	▲4,500 千円	▲4,500 千円	▲4,500 千円	▲1,300 千円	▲1,300 千円	▲1,300 千円	▲1,300 千円	▲1,300 千円		

本計画の対象期間	平成 29 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

２．事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
１か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費の一部負担減免	無	800 千円
	職員の処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員夏・冬ボーナス時の一時金の支給	無	500 千円
	利用者支援向上事業	社会福祉事業	既存	サービス向上のための職員１名増員分	無	2,100 千円
	施設設備整備事業	社会福祉事業	既存	老朽化等による送迎車の購入（７人乗り）	無	2,400 千円
	施設設備整備事業	社会福祉事業	既存	施設車両カーポート（エクステリア）の整備	無	1,500 千円
	小計					7,800 千円
２か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	職員の処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員夏・冬ボーナス時の一時金の支給	無	500 千円
	利用者支援向上事業	社会福祉事業	既存	サービス向上のための職員１名増員分	無	2,700 千円
	小計					4,500 千円
３か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	職員の処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員夏・冬ボーナス時の一時金の支給	無	500 千円
	利用者支援向上事業	社会福祉事業	既存	サービス向上のための職員１名増員分	無	2,700 千円
	小計					4,500 千円
４か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	職員の処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員夏・冬ボーナス時の一時金の支給	無	500 千円
	利用者支援向上事業	社会福祉事業	既存	サービス向上のための職員１名増員分	無	2,700 千円
	小計					4,500 千円

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
５か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	職員の処遇改善事業	社会福祉事業	既存	職員夏・冬ボーナス時の一時金の支給	無	500 千円
	利用者支援向上事業	社会福祉事業	既存	サービス向上のための職員１名増員分	無	2,700 千円
	小計					4,500 千円
６か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	小計					1,300 千円
７か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	小計					1,300 千円
８か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	小計					1,300 千円
９か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	小計					1,300 千円
１０か年度目	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者作業工賃の増額	無	500 千円
	利用者処遇改善事業	社会福祉事業	既存	利用者給食費一部負担減免	無	800 千円
	小計					1,300 千円
合計						32,300 千円

※　欄が不足する場合は適宜追加すること。

３．社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
①　社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	人件費計画については、人員の入れ替わりが激しことから、当初計画していた「職員 1 名増員」と「職員賞与の増額」により、サービスの質の向上が実現したかどうかの検証が困難であることから、６年目以降の人件費計画を充実計画から外します。また、利用者家族の経済的負担を軽減する「利用者作業工賃の増額」及び「利用者給食費一部負担減免」は、利用者家族からの評判が良く、長く継続させることが利用者家族のニーズに沿うことから、６年で終了させるのではなく１０年目まで延長することにします。
②　地域公益事業	－
③　①及び②以外の公益事業	－

４．資金計画

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	６か年度目	７か年度目	８か年度目	９か年度目	10 か年度目	合計
利用者処遇改善事業	計画の実施期間における事業費合計		1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	13,000 千円
	財源構成	社会福祉充実残額	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	1,300 千円	13,000 千円
		補助金											
		借入金											
		事業収益											
		その他											

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	６か年度目	７か年度目	８か年度目	９か年度目	10 か年度目	合計
職員の処遇改善事業	計画の実施期間における事業費合計		500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円						2,500 千円
	財源構成	社会福祉充実残額	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円	500 千円						2,500 千円
		補助金											
		借入金											
		事業収益											
		その他											

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	６か年度目	７か年度目	８か年度目	９か年度目	10 か年度目	合計
利用者支援向上事業	計画の実施期間における事業費合計		2,100 千円	2,700 千円	2,700 千円	2,700 千円	2,700 千円						12,900 千円
	財源構成	社会福祉充実残額	2,100 千円	2,700 千円	2,700 千円	2,700 千円	2,700 千円						12,900 千円
		補助金											
		借入金											
		事業収益											
		その他											

事業名	事業費内訳		１か年度目	２か年度目	３か年度目	４か年度目	５か年度目	６か年度目	７か年度目	８か年度目	９か年度目	10 か年度目	合計
施設設備整備事業	計画の実施期間における事業費合計		3,900 千円										3,900 千円
	財源構成	社会福祉充実残額	3,900 千円										3,900 千円
		補助金											
		借入金											
		事業収益											
		その他											

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を成すること。

５．事業の詳細

事業名	利用者処遇改善事業	
主な対象者	当法人の利用者	
想定される対象者数	10 人	
事業の実施地域	―	
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日	
事業内容	利用者の経済的な自立を促し、利用者家族の経済的負担を軽減するための利用者処遇改善事業を実施する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	2 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	3 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	4 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	5 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	6 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	7 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	8 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	9 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
	10 か年度目	利用者を対象に就労支援事業の工賃増額　及び　給食費の助成を実施
事業費積算 （概算）	工賃増額：5 万円×利用者 10 人（単年度）×10 ヶ年 給食費助成：8 万円×利用者 10 人（単年度）×10 ヶ年	
	合計	13,000 千円（うち社会福祉充実残額充当額 13,000 千円）
地域協議会等の意見とその反映状況	―	

事業名	職員の処遇改善事業	
主な対象者	当法人の職員	
想定される対象者数	10 人	
事業の実施地域	ー	
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	
事業内容	職員のモチベーション向上のため、職員の処遇を改善するなどの人的投資を行う。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	職員の夏・冬ボーナス時に一時金を支給
	2 か年度目	職員の夏・冬ボーナス時に一時金を支給
	3 か年度目	職員の夏・冬ボーナス時に一時金を支給
	4 か年度目	職員の夏・冬ボーナス時に一時金を支給
	5 か年度目	職員の夏・冬ボーナス時に一時金を支給
	6 か年度目	－
	7 か年度目	－
	8 か年度目	－
	9 か年度目	－
	10 か年度目	－
事業費積算 （概算）	職員一時金支給：5 万円×職員 10 人（単年度）×5 ヶ年	
	合計	2,500 千円（うち社会福祉充実残額充当額 2,500 千円）
地域協議会等の意見とその反映状況	－	

事業名	利用者支援向上事業	
主な対象者	当法人の職員	
想定される対象者数	1 人	
事業の実施地域	ー	
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	
事業内容	業務品質の向上及び安定的なサービス供給のため職員を 1 名増員する。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	サービス向上のための職員１名増員
	2 か年度目	サービス向上のための職員１名増員
	3 か年度目	サービス向上のための職員１名増員
	4 か年度目	サービス向上のための職員１名増員
	5 か年度目	サービス向上のための職員１名増員
	6 か年度目	－
	7 か年度目	－
	8 か年度目	－
	9 か年度目	－
	10 か年度目	－
事業費積算 （概算）	職員 1 名増額：270 万円× 1 人（単年度）×5 ヶ年　＋210 万円×1 人×初年度	
	合計	12,900 千円（うち社会福祉充実額充当額 12,900 円）
地域協議会等の意見とその反映状況	－	

事業名	施設設備整備事業	
主な対象者	当法人の利用者	
想定される対象者数	全利用者	
事業の実施地域	―	
事業の実施時期	平成 29 年 7 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
事業内容	送迎車の老朽化等による送迎車の新規購入及び施設車両カーポート（エクステリア）の整備を行う。	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	送迎車の新規購入（７人乗り）及び施設車両カーポート（エクステリア）の整備
	2 か年度目	―
	3 か年度目	―
	4 か年度目	―
	5 か年度目	―
	6 か年度目	
	7 か年度目	
	8 か年度目	
	9 か年度目	
	10 か年度目	―
事業費積算 （概算）	送迎車の購入：240 万円 車両カーポート整備：150 万円	
	合計	3,900 千円（うち社会福祉充実残額充当額 3,900 千円）
地域協議会等の意見とその反映状況	―	

※　本計画において複数の事業を行う場合は、２．事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

６．社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が５か年度を超える理由

下記（１）（２）の理由から、充実計画の期間を当初の６年から１０年に延長し、１０年経過時点で１，４７０千円の充実残額が生じることとなります。

（１）人件費計画については、人員の入れ替わりが激しことから、当初計画していた「職員 1 名増員」と「職員賞与の増額」により、サービスの質の向上が実現したかどうかの検証が困難であることから、６年目以降の人件費計画を充実計画から外します。

（２）利用者家族の経済的負担を軽減する「利用者作業工賃の増額」及び「利用者給食費一部負担減免」は、利用者家族からの評判が良く、長く継続させることが利用者家族のニーズに沿うことから、６年で終了させるのではなく１０年目まで延長することにします。

（２）の計画を１０年目まで継続させるための財源は、（１）の人件費を計画から外したことによる資金で賄うこととします。（２）の計画は、長期間にわたり実施するべきであり、１０年目終了時点で１，４７０千円の残額が生じるものの、比較的少額な当該残額で実施できる有効な計画が見当たらないことから、再度（２）の計画に充てられるものと考えています。

　また、小規模の社会福祉法人であることから、事象の変化に対応するためにも、充実残額をすべて使い切るという計画ではなく、今回のように少額の残額が生じた場合は、次の充実計画で有効な方策に充てるということが肝要であると考えています。